平成２６年（フ）第１５２号
青森県弘前市大字南富田町３番地７、前住所東京都世田谷区羽根木２丁目31番13号　テラスハイツ橋本101
債務者　古川　雅士
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５４号
青森県弘前市大字若葉２丁目９番地15
債務者　奈良岡友子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１６３号
青森県弘前市大字堅田４丁目10番地４
債務者　花田　　泉
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４００号
神奈川県厚木市妻田北３丁目19番６号　ガーデンバレー21―103
債務者　森田小百合
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４０６号
神奈川県厚木市飯山1519番地　ヤングハイム東台105、前住所神奈川県座間市座間２丁目2866番地の９
債務者　関根　信孝
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４３９号
神奈川県厚木市戸室５丁目26番33号　コウジィーコート203
債務者　江成　理絵
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３８３号
名古屋市港区稲永２丁目４番６―109号港南荘
債務者　青井あすか
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目１番56号
債務者　飯田　貴泰
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５０９号
千葉県松戸市新松戸南１丁目149番地　ハイツクレイン102号
債務者　稲葉　晴世
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５３６号
千葉県松戸市松戸新田448番地の18　ベルサーチ壱番館205号
債務者　村上　一恵（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５３７号
千葉県流山市駒木台211番地の３　テラスいずみ５
債務者　桜井　隆則
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４２号
千葉県柏市布施新町２丁目16番９号
債務者　清宮　真理
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５６号
北海道旭川市東光14条３丁目６番10号　ひらきマンション１号室
債務者　八鍬　　正
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４７号
北海道旭川市神楽３条10丁目４番６号
債務者　西條　健太
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６４号
北海道旭川市末広４条10丁目３番11号
債務者　加藤　尚恵
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２００号
釧路市若草町19番17号　コーポ若草Ｄ
債務者　上杉　啓一
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後１時30分
釧路地方裁判所